

入院患者さんの携帯電話の使用について

島根県立こころの医療センター

- 入院患者さんが院内で携帯電話を使用する場合は、主治医の許可が必要です。
(児童思春期病棟及び保護室に入院している患者さんは、原則使用できません。)
- 携帯電話の使用にあたっての留意事項等
 - 1 携帯電話のカメラ機能の使用はできません。
 - 2 携帯電話は、常時マナーモードとしてください。(病院内では)
 - 3 携帯電話の使用にあたっては下記ルールを遵守してください。
 - (1) 携帯電話の貸し借り、料金の未払い、危険なサイトへのアクセスによる法外な料金の請求、紛失など保管に関するトラブルについては、一切当院は責任を持ちませんので、各自の責任で保管してください。
 - (2) 使用時間・使用場所等について
 - ・携帯電話が使用できない場所は、デイルーム、グループリビング、多床病室等患者さんが共有して使用する場所では使用しないでください。
 - ・メール機能の使用については、他の患者さんから見えない場所で使用してください
 - ・携帯電話の使用時間帯は、午前6時30分から午後9時(消灯時間)までとします。
 - 4 携帯電話の充電については、各自で対応してください。
 - 5 携帯電話に関する契約・維持・管理は本人・家族の責任で行ってください。
 - 6 その他、携帯電話の使用にあたっては、他の人に迷惑がかからないよう、マナーを守って使用してください。

上記の留意事項等が守られない場合は、携帯電話の使用を禁止する場合がありますのでご了承ください。